

いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本的な考え方

本校は、教育目標に掲げる「個性を大切にし、協調と他人を思いやる生徒の育成」のため、いじめを許さない教育環境を築くとともに、生徒が明るく、元気で地域から信頼される学校を目指す。そのために、岩手県教育委員会の指導の下、いじめ防止対策推進法及び岩手県いじめ防止等のための基本方針に基づき、岩手県立水沢農業高等学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

3 いじめ防止及び対策等のための組織

本校は、いじめの防止及び対策を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

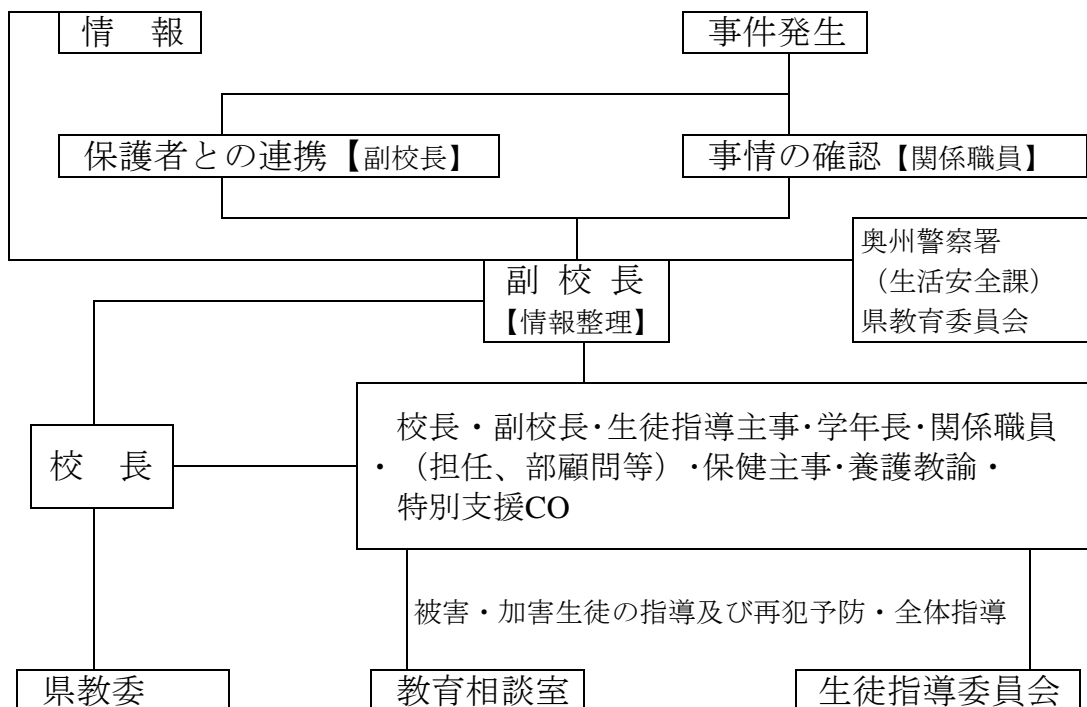
(1) 構成員

校長、副校長、生徒指導主事、保健主事、学年主任、関係職員（担任、部顧問等）、養護教諭、特別支援CO その他校長が必要と認める者

(2) 取組内容

- ①基本方針に基づく取り組みの計画、実施
- ②相談通報の窓口及び情報収集
- ③いじめ防止に推進のための生徒の指導及び助言

(3) 組織体制



(4) 家庭・地域との連携

- ①基本方針をホームページや学校通信に掲載するなど、広報活動に努める。
- ②いじめ防止等の取組について、保護者に協力を呼びかける。

(5) 教職員研修

いじめ防止等のための対策について、校内研修を随時実施し、教職員の資質向上を図る。

4 いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こり得るという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒会活動等を通じ生徒が自主的にいじめの問題について考える場を設け、いじめ防止につながる活動に取り組む。

5 いじめの早期発見のための取り組み

- (1) アンケート調査による実態の把握を定期的に行う。
- (2) 学校生活における生徒の観察を常に行い、職員間で情報の共有を図る。
- (3) 授業の中で人権問題について指導（公共・保健・家庭等）を行う。
- (4) 保護者との面談や、日常的な情報交換により、生徒の変化を把握する。
- (5) いじめの兆候が見られた場合は、教職員が速やかに予防的介入を行う。

6 いじめに対する早期対応の取り組み

- (1) いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対策委員会に報告し組織的な対応をする。
- (2) 被害生徒の訴えを受容する。
- (3) 被害生徒及び通報した生徒の身の安全を最優先に考え対応する。
- (4) いじめの実態と構造の把握、情報収集を速やかに行い、いじめ対策委員会で方針を確認する。
- (5) 被害生徒の精神的ケアを優先し、保護者への速やか事実報告を行う。
- (6) 事後の精神的ケアと支援のために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭との連携を図りながら、継続した指導を行う。
- (7) 再発防止のため、加害生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- (8) インターネット等で行われるいじめにより、生徒の生命・身体及び財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (9) 生徒への具体的指導については、別に定める指導計画に則り、職員の共通理解を図りながら行う。

7 重大事態への対処

- (1) 犯罪行為として取り扱うべき事案及び生徒の生命・心身や財産に、重大な被害が生じた疑いがある場合については、県教育委員会及び警察署と連携し対処する。

- (2) 調査に当たっては、公平性や中立性に配慮しながら、客観的事実の把握に努め、その結果は、学校の設置者に報告する。
- (3) 被害生徒及び保護者対し、経過報告を含め調査結果を適切に報告する。

8 再発防止

- (1) いじめの解消は、「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」であり、相当の期間*が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視する。また、被害生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する。

※ 相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

- (2) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。
- (3) 加害生徒の処罰に主眼を置くのではなく、生徒の人格の成長や社会性の育成、自他の生命を尊重の精神を養ための適切な指導を行う。
- (4) いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に加え、自校の取り組みを評価する。

9 その他

この規定は平成26年 7月 1日から運用する。

平成27年	7月	2日	一部改訂
平成28年	7月	19日	一部改訂
平成29年	12月	20日	一部改訂
令和5年	8月	31日	一部改訂
令和7年	7月	17日	一部改訂